

産業交通水道委員会要求資料

令和8年6月
交 通 局

- 1 懲戒処分事案（令和8年6月12日付け処分発令）発覚の経緯について
- 2 副業について
- 3 関西電力送配電株式会社との協議状況について

1 懲戒処分事案（令和8年6月12日付け処分発令）発覚の経緯について

債権者である知人女性の申立てに基づき、令和8年5月1日（金）、裁判所から、債権仮差押決定の通知が交通局に到達し、請求債権目録に「動画売上利益折半契約」との記載があったため、被処分者に聴取して発覚したものの。

2 副業について

職員は、職務専念義務が課されており、副業行為は原則禁止されているが、任命権者の許可を受けることで従事可能となるものがある。

＜根拠法令＞地方公務員法 第38条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

（1）任命権者の許可をもって従事可能な行為

ア 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等に就任する場合

※ ただし、NPO法人等非営利団体の役員は許可が不要

イ 自ら営利企業を営む場合

（ア）農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等

※ ただし、自家消費に充てることを目的とする小規模なものは許可が不要

（イ）不動産又は駐車場の賃貸

※ ただし、独立家屋4棟以下など一定規模未満のものは許可が不要

（ウ）太陽光発電の販売

※ ただし、定格出力が50キロワット未満の場合は許可が不要

（エ）職員の有する知識・技能をいかした事業

（オ）社会貢献に資する事業

ウ 報酬を得て事業又は事務に従事する場合

※ ただし、交通費等の費用弁償相当分や懸賞金等の労働対価性がないものは報酬には該当せず、許可が不要

（2）許可基準

上記（1）について、以下の判断基準を踏まえて、個別に許可

＜許可の判断基準＞

ア 本来の職務遂行に支障はないか

イ 職務の公正性が確保できるか

ウ 職員の品位が維持できるか

3 関西電力送配電株式会社との協議状況について

(1) 協議日

- ・ 令和7年 5月22日
- ・ 令和7年10月10日
- ・ 令和7年12月 8日
- ・ 令和8年 5月28日

(2) 相手先

関西電力送配電株式会社 京都本部 京都電力所

(3) 相手方からの要請内容

- ・ バス停の設置に当たっては、変電所の車両出入口を塞がないことが前提である。
- ・ バス車両やバス待ち客の滞留等により、緊急時の対応や定期点検の際、当該箇所での出入りに支障がないようにしていただきたい。
- ・ 変電所出入口付近の段差について、以前は緑地帯であったが、葉や枝が成長して歩行者等の通行を妨げているとの御意見を踏まえ、コンクリートで固めており、撤去の予定はない。